

駐車場の使用料を免除する場合の基準

愛媛県県民文化会館駐車場管理規程第6項における駐車場の使用料を免除することができる場合は、緊急車両等のほか、次の各項に該当する場合とする。

- 1 会館の管理運営に関する業務のため、コンソーシアムが必要と認めた車両
- 2 会館の利用に関する手続等のために駐車する車両
- 3 コンソーシアムの販売物を購入するために駐車する車両
- 4 会館を使用する主催者が駐車する場合、次の台数まで使用料を免除する。
 - (1) メインホール、サブホール、真珠の間をそれぞれ単独使用の場合、5台
 - (2) メインホール、サブホール、真珠の間のいずれかを含む複数の会場を使用する場合、6台
 - (3) 第1～8会議室又はリハーサル室を単独で使用の場合、2台
 - (4) 第1～8会議室又はリハーサル室のうち複数の会場を使用する場合、3台
 - (5) 特別会議室使用の場合、第1号から第4号の規定にかかわらず8台
 - (6) 応接室使用の場合、応接室ごとに第1号から第4号の規定にかかわらず8台
- 5 前項第1号から第5号に該当する車両については、事前の届出があるものに駐車許可証を発行するほか、各担当者が駐車券に使用料の免除を証明する記載を行うこととする。
- 6 第4項第6号に該当する車両については、駐車券に使用料の免除を証明する記載を行うこととする。